

税制調査会議事規則

令 2 . 1 . 10
総 1 - 4

平成 25 年 6 月 24 日
税 制 調 査 会

(会議)

第1条 税制調査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集するときは、あらかじめ、その日時、場所及びその他必要な事項を定めて、委員及び特別委員に通知するものとする。

(会議の議事)

第2条 会長は、会議の議長となり、議事を総理する。

(発言)

第3条 会議において発言しようとする者は、議長である会長の許可を受けなければならぬ。

(出席等)

第4条 会議を欠席する委員は、代理人を会議に出席させ、又は他の委員に議決権の行使を委任することはできない。

2 会議を欠席する特別委員は、代理人を会議に出席させることはできない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員及び特別委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができます。

2 公開した会議の会議資料は、公開する。

3 会長は、会議の議事録を作成し、これを公開する。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができます。

4 会長は、前3項に規定する会議の公開に関する必要な事項を定める。

(雑則)

第6条 この規定に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が税制調査会に諮ってこれを定める。

(準用)

第7条 第1条から第4条まで及び第6条の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員及び特別委員」とあるのは「当該部会に属する者」と、「特別委員は」とあるのは「特別委員及び専門委員は」と読み替えるものとする。

(小委員会)

第8条 税制調査会において、調査審議すべき事項につき、議案の整理、細目の調査審議その他の必要があるときは、会長が小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 小委員会に小委員長を置き、当該小委員会に属する委員、特別委員及び専門委員のうちから、会長が指名する。
- 4 小委員長は、当該小委員会の事務を掌理する。
- 5 小委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員、特別委員及び専門委員のうちから、小委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(準用)

第9条 第1条から第4条まで及び第6条の規定は、小委員会の議事について準用する。この場合において、「会長」とあるのは、「小委員長」と、「委員及び特別委員」とあるのは「当該小委員会に属する者」と、「特別委員は」とあるのは「特別委員及び専門委員は」と読み替えるものとする。